

## 美作市可搬式排水ポンプの運用要領

- この要領は、美作市可搬式排水ポンプ使用管理要綱（令和元年美作市告示第34号。以下「要綱」という。）に基づき、美作市（以下「市」という。）が所有する可搬式排水ポンプ（以下「ポンプ」という。）の適切な運用に関し、必要な事項を定める。
- ポンプの保管場所及び附属品の数量は次に掲げるとおりとする。

保管場所	台数	附属品（ポンプ1台）	数量
旧美作郵便局（林野）	2台	吸水ホース（10m）	1本
美作浄化センター（湯郷）	2台	排水ホース（20m）	3本
美作市消防本部	2台	呼び水注水タンク（20L）	1個
勝田総合支所	2台	携行燃料缶（20L）	1個
大原総合支所	2台	救命胴衣	10着
作東総合支所	2台	排水ホース収納BOX	1個
英田総合支所	4台	救命胴衣収納BOX	1個
		ポンプ操作説明書	1部
		ポンプ使用注意事項	1部

- ポンプは、保管する地区にかかわらず市内全域で使用できる。
- 要綱第3条第1項の規定によりポンプを使用することができるのは、次の各号のいずれかに該当する場合とするが、ポンプを使用する者の安全が十分に確保されていない場合は使用できない。
  - 「警戒レベル3高齢者等避難」以上の避難情報が発令された場合
  - 住居が浸水した場合又は浸水するおそれがある場合
  - その他排水作業が特に必要と判断した場合
- 要綱第4条の規定により申請を行うことができるのは、次の各号のいずれかに該当する団体のうち、第3条第2項に規定する者が所属しているものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。
  - 市内の消防団
  - 市内の自治会又は自主防災会

- 6 ポンプは、ポンプを使用しようとする者（以下「使用者」という。）の中から選出された責任者の指揮監督のもと使用する。
- 7 責任者は、事前使用許可又は緊急使用許可のどちらの場合にあっても、使用したい旨を市へ届け出、使用するポンプについての指示を受ける。
- 8 ポンプの搬送及び設置は市又は使用者が行う。  
ポンプの設置場所については、使用者が必要と認める場所とする。  
市は、住民に対し水害発生が予測される区域をあらかじめ周知しておく。
- 9 責任者は、安全なポンプ操作に留意させるとともに、諸法令を遵守させなければならない。
- 10 責任者は、事故が発生した場合には、直ちに市へ連絡し必要な措置を講ずる。
- 11 責任者は、ポンプの使用を終了したときは、ポンプの清掃を行い、市に連絡し返却についての指示を受ける。
- 12 ポンプの使用に関する講習及び訓練は下記のとおりとする。
  - (1) ポンプ操作の講習及び訓練は、ポンプの安全かつ適正な操作の習得のため、消防本部又は操作訓練が実施可能な場所において行う。
  - (2) ポンプ設置訓練は、緊急時に円滑に搬送及び設置することができるようポンプを設置することが予測される場所において行う。
- 13 この要領に定めのない事項については、別に定める。